

教職員定数改善、少人数学級推進及び義務教育費国庫負担制度 拡充を図るための意見書

学校現場では、三月から続く新型コロナウイルス感染症蔓延により、子どもたちへの学びの保障や心身のケア、感染症蔓延対策などが行われています。また、新学習指導要領への対応に加え、休業措置に対するカリキュラム再編成など、臨時的な職務が行われています。さらに、貧困・いじめ・不登校などの解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

本市でも、「第2次中央市教育振興基本計画」を市政教育の基本に据え、生きる力をはぐくむ教育・命を大切にす教育・信頼しあう教育の推進や誰もが確かな学びを受けられる教育体制の整備など学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた子どものゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、以下の措置を講じられるよう強く要請します。

1. 計画的な教職員定数改善をすすめるとともに、少人数学級の推進を図ること。
1. 義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

山梨県中央市議会